

競技力向上対策事業（障がい者スポーツ）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、競技力向上対策事業（障がい者スポーツ）補助金（以下「本補助金」という）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、本県出身の選手を国際大会及び全国障害者スポーツ大会・中四国ブロック予選会等に派遣することにより、全国の障がい者と相互に戦い友好を深めるとともに、パラリンピック等世界大会で活躍できる、よりレベルの高い選手や指導者の育成を行い競技力の向上を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会は、前条の目的の達成に資するため、競技力向上対策事業（障がい者スポーツ）（以下「補助事業」という）を行う各競技団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という）の実支出額の合計額から寄付金等その他の収入（本補助金を除く）を控除した額と、補助基準額の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式1号、様式3号、様式4号により申請を行うものとする。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して、30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式7号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第6条 補助事業に係る実績報告は、四半期ごとに行うものとし、四半期終了の日から30日を経過する日までに行わなければならない。なお、補助事業が完了、中止、若しくは廃止した場合は、30日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の実績報告は、それぞれ様式2号、様式3号、様式4号によるものとする。

（雑則）

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

2 令和2年4月1日 改正

別表（第3条関係）

| ①補助事業 | ②対象経費 | ③補助率 |
|------------------|--------------------------------|-----------------|
| 個人競技の競技力向上 | ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・雑費 | 所要額の 10 / 10 |
| 団体競技の競技力向上 | ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・雑費 | 所要額の 10 / 10 |
| 次代を担うアスリートの発掘・育成 | ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・雑費 | 所要額の 10 / 10 |
| 指導者の指導力向上 | ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・雑費 | 所要額の 10 / 10 |